

4. 鋼橋付属品用鋼材（厚鋼板）の規格及び 板厚の限定（案）について

平成8年9月1日

各地方建設局企画部技術管理課長 殿
土木研究所積算技術研究センターシステム課長 殿
北海道開発局局長官房工事管理課長補佐 殿
沖縄総合事務局開発建設部技術管理課長 殿

大臣官房技術審議官付補佐
道路局国道課課長補佐

鋼橋付属品用鋼材（厚鋼板）の規格及び板厚の限定（案）について

鋼橋付属品用鋼材のうち、小サイズの主要用途であるソールプレート、チークプレート、フェースプレート、等および鋼板沓については、下記の鋼橋付属品向けの規格・板厚の限定（案）のとおり規格・板厚を限定することとしたので通知する。

記

1. 鋼橋付属品向けの規格・板厚の限定（案）

表一 鋼橋付属品向けの規格・板厚の限定（案）

i	対象板厚：定厚（6,9,12,16,19,22,25,28,32,36,40 ^{ミリ} 以下100 ^{ミリ} まで5 ^{ミリ} ピッチ、100 ^{ミリ} 超は10 ^{ミリ} ピッチとする）
ii	対象規格：SS400,SM400C,SM520C,SM570Q、及び対応するSMA規格とする

2. また、これらの部材の歩留まりを向上させるため、シャーリング会社で黒皮状態にて在庫保管し、物件毎の注文サイズに合わせて当該在庫から切り出し販売する方式とする。

（当該在庫については、立ち会いの対象から除外することとする。）

従って、ミルシートについては、メーカーからの鋼材出荷時点で不特定多数の物件を対象とした在庫用として発行することを認め、特定の物件としての要求は行わないこととし、ミルシートのコピーの適用を可とする。

3. 適用

(1) 鋼橋付属品向けの規格・板厚の限定（案）

原則として、平成8年9月1日以降設計する橋梁に適用するものとするが、既発注済であっても対応が可能なものには適用することとする。

(2) ミルシートの取り扱い

原則として、平成8年9月1日以降発注する鋼橋上部工事から適用するものとするが、既発注であっても対応が可能なものには適用することとする。

〈参考〉

鋼橋付属品用鋼材

